

令和8年度犯罪被害者月間

11月1日(日)～12月1日(火)

千葉県民の つどい

入場無料

令和8年

11月29日(日) 13:00～15:30 受付12:00～

【会場】 千葉市生涯学習センター 2F ホール (千葉市中央区弁天3-7-7)

【主催】 千葉県・公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター

【後援】 千葉県弁護士会・千葉地方検察庁・千葉県市長会・千葉県町村会
千葉県公認心理師協会・千葉県社会福祉協議会・千葉県医師会
日本司法支援センター千葉地方事務所・千葉市・千葉県警察・千葉県教育委員会 (順不同)

会場アクセス

◎JR千葉駅千葉公園口から
… 徒歩8分

◎千葉都市モノレール
「千葉公園駅」…… 徒歩5分



プログラム

第1部 基調講演

「犯罪被害者の声に耳を傾ける社会へ」

大橋 靖史氏 公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター理事長
淑徳大学総合福祉学部教授



第2部 講演

「想いと願い」

渡邊 達子氏
渡邊 勇氏

2019年7月18日、36人が犠牲となった京都市伏見区のアニメ制作会社「京都アニメーション」放火殺人事件

この事件の犠牲者の一人で、京アニを代表するアニメーターであり、多くの作品の美術監督をされていた渡邊美希子さん(享年35歳)のご遺族、達子さん(母)と勇さん(兄)。大切な家族を突然奪われ、耐え難い苦しみを抱えながらも講演等を通して、犯罪被害者支援の重要性や必要性を幅広く訴え続けています。

第3部 犯罪被害者支援音楽会

千葉県立千葉女子高等学校マンドリン・ギター部

県立千葉女子高等学校マンドリン・ギター部は、高等学校音楽祭や定期演奏会のほか、ボランティア演奏にも積極的に取り組んでいます。

素晴らしい音色を生み出すマンドリン・ギター部の演奏をお楽しみください。



【申込方法】 参加者の氏名・住所・電話番号を記載して郵送、FAX、Eメール又は電話。ホームページからも申し込みます。

【締切】 令和8年11月20日(金) 定員250人(事前申込者優先、当日入場可)

【問合せ・申込先】 公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター事務局

〒260-0013 千葉市中央区中央3-9-16 大樹生命千葉中央ビル7F

Eメール info@chibacvs.gr.jp Tel 043-225-5451 Fax 043-225-5453



公益社団法人 千葉犯罪被害者支援センター

事件・事故にあわれた方へ
わたしたちはあなたを
一人で悩まないで
支援しています



相談電話番号 ☎043-225-5450

性犯罪・性暴力被害の相談電話番号 ☎043-222-9977

いのち ミニ・生命のメッセージ展を開催します

いのち ♡「ミニ・生命のメッセージ展」とは？

犯罪・事故・いじめ・医療過誤・一気飲ませなどによって、理不尽に生命を奪われた犠牲者の方が主役のアート展です。

犠牲者一人ひとりの等身大の人型パネルは「メッセンジャー」と呼ばれ、その胸元には本人の写真や家族の綴ったメッセージを添え、足元には「生きた証」の象徴である靴を置いて命の大切さを訴えます。

生きたくても生きられなかった「メッセンジャー」からの「いのちを守り、未来につなげる願い」を感じてください。



♡ミニ・生命のメッセージ展の開催日程

令和8年度は、下記5か所で開催します。

♡11月17日（火）・18日（水） 10時～16時

浦安市役所 1階市民ホール

♡11月19日（木）・20日（金） 10時～16時

船橋市役所船橋駅前総合窓口センター（フェイスビル5階）

♡11月24日（火） 10時～16時

千葉県庁 本庁舎・中庁舎間 1階連絡通路

♡11月25日（水） 10時～16時

千葉市 Qiball（きぼーる） きぼーるアトリウム

♡11月29日（日） 12時～15時40分

千葉市生涯学習センターアトリウムガーデン ※「千葉県民のつどい」と同時開催

入場無料・事前申込不要

多くの方にご来場いただき、犠牲者の方々の存在に思いを巡らし、生命の大切さを考えていただければと思います。ご来場を心よりお待ちしております。



犯罪被害者月間とは・・・

犯罪被害者等基本計画（平成17年12月閣議決定）では、犯罪被害者等基本法の成立日以前の1週間（11月25日～12月1日）を「犯罪被害者週間」と定めていましたが、第5次犯罪被害者等基本計画（令和8年3月閣議決定）において、犯罪被害者週間を拡充し、令和8年度から、毎年11月1日～12月1日を「犯罪被害者月間」と位置付けて月間化されました。

「犯罪被害者月間」は、犯罪被害者等の置かれている立場や支援について理解を深め、社会全体で支えていこうという意識を高めるための広報啓発を行う期間です。

誰もが犯罪被害者となる可能性があります。一人ひとりが犯罪の未然防止や犯罪被害者のために何ができるか考えていきましょう。